

別紙

令和3年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (職域接種促進のための支援) 交付要綱

(通則)

- 1 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(職域接種促進のための支援)(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

- 2 交付金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、埼玉県において接種会場を設置する企業等において職域での接種を行うことにより、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とする。

(対象事業)

- 3 この交付金は、令和3年7月27日付け厚生労働省発「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」により、県が適切と認める者が行う事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画書に記載され、県において承認されたもので、別紙2「令和3年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(職域接種促進のための支援)実施要綱」に基づき実施する事業を対象として、予算の範囲内で交付する。

(事業実施計画の作成及び提出)

- 4 交付金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した第1-1号様式による事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。
 - (1) 事業実施計画を作成する企業等の名称
 - (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
 - (3) その他必要な事項

(申請手続き)

- 5 交付金の交付の申請は、交付金の交付を受けようとする事業者が第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに埼玉県知事に提出して行うものとする。
 - (1) 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
 - (2) 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付額の算定)

- 6 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の決定等)

- 7 知事は、申請者から5に定める申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、8に定める事項を条件に、補助金交付決定通知書(第3号様式)を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 8 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号、以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)には、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月末日までに知事に報告しなければならない。
- なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除

税額を県に返還しなければならない。

- (8) 交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付金の支払い方法)

- 9 交付金は精算払いとし、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 10 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

- 11 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第4号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了後30日以内又は交付金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。(8の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日または当該年度3月末日のいずれか早い日までに提出するものとする。)

(補助金額の確定)

- 12 知事は、11に定める事業実績報告があったときは、当該報告書の審査を行い、適当と認められるときは、交付金交付額確定通知書(第5号様式)を申請者に送付するものとする。

(交付金の返還)

- 13 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、5、6、10及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

別表

	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
1	職域接種促進のための支援事業	接種回数に1,000円を乗じた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10 / 10

別紙 2

令和3年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (職域接種促進のための支援) 実施要綱

ア 目的

交付金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、埼玉県において接種会場を設置する企業等において職域での接種を行うことにより、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とする。

イ 支援対象

埼玉県において実施する職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち、以下の条件に該当するもの。

- ・ 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。

ウ 内容

イに定める実施者が職域接種を実施するに際して必要となる、会場使用料、賃借料及び備品購入費等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助を行う。

エ 留意事項

(ア) 本支援の対象は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。

ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、

- ① 外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している
- ② 職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する

の全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、本支援の対象であること。

(イ) 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委

託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、国が定める交付金交付要綱の「ウ（イ）個別接種促進のための支援」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

（ウ）大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、国が定める交付金交付要綱「ウ（イ）個別接種促進のための支援」②の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

（エ）その他、詳細については国の定めに準じる。